平成30年8月30日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用について

e-Net 少額短期保険株式会社

今回の災害により被害を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、以下のとおり「災害救助法適用時の特別措置」を適用させていただく事といたしましたのでご案内申し上げます。

記

「災害救助法適用時の特別措置」により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に 火災保険の更新手続きおよび保険料のお支払いを、<u>災害救助法が適用された日</u>から一定期間猶予 させていただきます。

この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口または弊社代理店までお申し出ください。

お問い合わせ先:0120-089-998 (ガイダンス3)

受付時間:9:00~17:00 (土・日・祝日、弊社規程の休業日を除く)

災害救助法適用地域	法適用日
山形県	
新庄市、	平成30年8月31日
最上郡 最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村	